

歩行困難な身体障がい者が使用する自転車の取扱について

1. 趣旨

自転車駐車を利用しないで公共の場所に放置されている自転車については、「福岡市自転車の放置防止に関する条例」に基づき撤去を行っている。しかし、身体に障がいがあり駐車場から目的地までの歩行が困難な方が、やむを得ず目的地付近の路上等にとめている自転車については、障がい者の自立した日常生活や社会活動を支援するために、条例に基づく撤去の対象から除外する。

2. 対象自転車

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、障がい種別が次に該当する者が利用する自転車

- (1) 肢体不自由のうち、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能）の障がいがある者
- (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能の障がいがある者

3. 対象の場所

条例に基づく撤去の対象から除外する場所は、福岡市自転車の放置防止に関する条例第2条に規定された公共の場所うち、下記を除く場所とする。

交差点付近、歩行者専用道路内、バス等の停留所付近、横断歩道付近、視覚障がい者誘導ブロック付近、駐車場出入口付近、消防用機械器具及び消防用防火水槽付近、自転車駐車場（満車などにより駐車場を利用できない場合を除く）付近、その他交通や市民の日常生活等に著しく支障となる場所

4. 身体障がい者使用自転車証の交付

(1) 身体障がい者使用自転車証（以下「自転車証」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、身体障がい者使用自転車証交付申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に申請に必要な書類を添付して、区役所の放置自転車対策の所管課（以下「区役所」という。）にて申請しなければならない。

(2) 前号の申請に対して、申請を受け付けた区役所の職員が申請者と面談を実施する。

(3) 申請書及び添付書類に不備がないことを確認し審査、判定を行う。

(4) 審査の結果、自転車証の交付を認定された申請者（以下「自転車使用者」という。）に対して区役所は、自転車証（様式4、6、8）を交付する。

また認定されなかった申請者に対して区役所は、却下通知（様式7）を送付する。

なお、申請内容・審査結果等については、身体障がい者使用自転車台帳（様式3）に登録する。

(5) 自転車使用者は、申請書に記載した自転車（以下「使用自転車」という。）に自転車証貼付シールを自転車のサドル下のフレーム部分等の見えやすい場所に貼り付けなければ

ならない。

(6) 自転車使用者は、使用自転車を利用する際、ゴム印(様式8)が押印された身体障害者手帳を必ず保持し本市(放置自転車対策業務を委託した業者、自転車駐車場の指定管理者を含む。以下同じ)から請求があった場合は、これを提示しなければならない。提示できない場合は、撤去の対象とする。

(7) 自転車証の有効期限は、証交付日から5年以内とする。有効期限を過ぎて引き続き自転車証を必要とする場合、自転車使用者は事前に更新手続きを行わなければならない。

5. 使用自転車の措置

(1) 使用自転車は条例に基づく撤去の対象としない。ただし、道路交通法等に基づく取締りから免れるものではない。

(2) 上記3に違反している場合、本市は支障とならない場所へ使用自転車を移動できるものとする。また、満車により駐車場を利用できないため駐車場に隣接してとめた場合、その後、本市が駐車場の空車を確認すれば、駐車場へ移動・繫留できるものとする。

(3) 有効期限を過ぎた自転車証は無効扱いとし、条例に基づく撤去の対象とする。

6. 自転車使用者以外の利用

自転車使用者以外の者が使用自転車を利用し、放置されたと判明した場合、撤去の対象とする。ただし、使用自転車について、撤去日以前に盗難届が提出されている場合はこの限りではない。

7. 申請事項の変更

申請事項に変更が生じた場合、再度申請する。また自転車証が不要となった場合、速やかに市へ返納する。

8. 認定の取り消し

自転車使用者が、自転車証に記載された認定条件に違反した場合、市は認定を取り消すことができる。

また、福岡市自転車の放置防止に関する条例の目的達成のため、やむを得ない必要が生じた場合、市は認定を取り消すことがある。

9. 実施日

この取扱は平成22年1月15日より実施する。

肝臓機能の障がいがある者については、平成22年4月1日より実施する。

ゴム印(様式8)については、平成30年4月1日より実施する。

以上

■手続き

◇事前準備

- ・申請に必要な書類を、市HPからダウンロード、又は、区役所（区役所の放置自転車対策の所管課）に請求。



◇申請・面談【場所：区役所】

- ・本人が直接来所。申請書の郵送は不可。
- ・申請時に面談（様式2）を実施するので、区役所の担当者へ事前に電話連絡。その際、提出書類（様式1等）がそろっているか確認。



◇審査・判定・・・【区役所】



◇登録・通知【区役所】

- ・身体障がい者使用自転車証台帳（様式3）に登録。
- ・自転車使用者へ自転車証（様式4、6（貼付シール）、8（ゴム印））を交付。
- ・非認定者へ却下の旨の文書を送付（様式7）。



◇自転車証の利用



◇更新手続き【場所：区役所】

- ・自動更新ではない。
- ・有効期限の3ヶ月前から更新可能。
- ・申請に必要なものは、下記（1）～（3）及び交付済みの自転車証。

■申請に必要なもの

申請時には以下のものが必要。

- （1）身体障がい者使用自転車証交付申請書【様式1】
- （2）使用する自転車の「自転車防犯登録カード」の控え
- （3）身体障害者手帳